

お知らせ

都市計画の変更に係る原案の公聴会を開催します



問い合わせ 都市計画課計画推進・企業誘致・住宅政策担当

圏央鶴ヶ島インターチェンジ南側下高萩新田地区の都市計画の変更案を作成するに当たり、皆さんから意見をいただくため、公聴会を開催します。

閲覧

期間 6月18日(火)～7月1日(月)

閲覧場所 都市計画課、市ホームページ

内容

①防火および準防火地域の変更

②地区計画の変更

公聴会

日時 7月10日(水) 午後6時30分から

場所 高萩公民館

申し込み 傍聴を希望する人は、7月2日(火)以降に、電話で担当へ

※公聴会会場の都合により、人数を制限する場合があります。

※公述の申し出がない場合、公聴会は中止します。

公述・意見書の申し出

対象

①市内に住所のある個人または法人

②この地区計画区域内の土地所有者または利害関係者

提出方法

①閲覧場所にある公述申出書に必要事項を記入の上、7月1日(月)(必着)までに、郵送または直接担当へ

②閲覧場所にある意見書様式に必要事項を記入の上、7月8日(月)(必着)までに、郵送または直接担当へ

※公述申出書および意見書様式は市ホームページからダウンロードできます。

その他

※公述希望者が多い場合は、公述人を選定することがあります。

※公述時間は一人当たり10分以内です。

お知らせ

情報公開制度・個人情報保護制度



問い合わせ 市政情報課法規・情報公開・統計担当

情報公開制度とは

市が作成し、または取得した文書や図面などの公文書(市政に関する情報)を請求(申し出)に応じて、開示するものです。

個人情報保護制度とは

市が作成し、または取得した個人情報を本人の請求に応じて、開示や訂正などを行うものです。

※市では、個人情報を取り扱うときの基準を定め、この基準により個人情報を適切に管理しています。

請求・申し出の手続き

電子申請または請求書(申出書)に住所・氏名・公文書の名称などの必要事項を記入し、郵送・直接担当へ

請求・申し出に対する決定

原則として、公文書については15日以内に、個人情報については30日以内に開示等の決定をし、文書で請求者等に通知

※やむを得ない理由があるときは、60日を限度に延長することがあります。

※内容によっては、開示等ができないことがあります。



情報公開制度は「公文書」、個人情報保護制度は「個人情報」とキーワードを入力して検索し、希望する手続きを選択してください。

令和5年度情報公開制度の運用状況

○開示請求17件…開示14件、部分開示3件

○任意的公開申し出14件…公開7件、部分公開6件、非公開1件

令和5年度個人情報保護制度の運用状況

○開示請求11件…開示7件、部分開示4件